

## 独立行政法人自動車事故対策機構 第二期中期計画

私たち独立行政法人自動車事故対策機構（以下「機構」という。）は、自動車事故の発生の防止と被害者保護の増進を目的として、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条の規定に基づき、国土交通大臣から指示を受けた中期目標（平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間の目標）を達成するための計画を以下のとおり定めます。

なお、私たちは、独立行政法人として担うべき業務を念頭において、業務の質を確保しつつ業務を効率的に運営することに努めます。

### 1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### (1) 組織運営の効率化

業務量が比較的少ない支所について業務を近隣の支所や主管支所と一体的に行うなど業務の集約化を図りつつ、主管支所及び支所ごとの業務実態に対応した職員配置とします。

#### (2) 人材の活用

業務に必要な職員を確保するとともに、産業カウンセラー等の資格を取得した職員の積極的な活用、事業環境の変化に対応した経験者採用や人事交流、研修の充実による職員の資質向上、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用を図ります。

#### (3) 業務の運営の効率化

##### ① 指導講習業務・適性診断業務

ア ITの活用等により指導講習・適性診断の業務の効率化を図ります。

イ 業務の効率化による経費の削減を図るとともに、次のとおり指導講習・適性診断の種類ごとに取組を行うこと等により、受講者・受診者数の拡大を図ります。

#### 指導講習

基礎講習	運行管理者試験の受験資格等を取得しようとする者のほか、安全管理業務に従事する者等に対して積極的なPR活動を行い、受講者数を中期目標期間の最終年度までに850人（前中期目標期間の実績（3年間）の平均比4%）以上増加させます。
一般講習	地方運輸局等との連携強化により、運行管理者の受講漏れをなくすようにします。また、運行管理者を補助する者等に受講を

	勧めます。
特別講習	地方運輸局等との連携強化により、重大事故等を惹起した営業所の運行管理者の受講漏れをなくすようにします。

#### 適性診断

一般診断 特別診断	貸出自動適性診断機器の活用等によりいつでも診断ができるという受診者の利便性の向上を図り、あらゆる機会をとらえ、積極的にPRを行い、受診者数を中期目標期間の最終年度までに11,300人（前中期目標期間の実績（3年間）の平均比5%）以上増加させます。
初任診断 適齢診断	地方運輸局等との連携強化により、運転者として新たに雇用された者及び65歳以上の者の受診漏れをなくすようにします。
特定診断	地方運輸局等との連携強化により、重大事故惹起者の受診漏れをなくすようにします。

また、受講者・受診者数の状況や業務に要する経費の状況を踏まえ、受講者・受診者の適切な費用負担の水準について検討します。

以上の措置を講ずること等により、自己収入比率<sup>(注1)</sup>について、中期目標期間の最終年度までに50%以上に引き上げます。

(注1) 自己収入比率＝自己収入（手数料収入等）／総収入（＝総経費）

#### ② 療護施設の設置・運営

ア 医療水準・コスト水準等に関しタスクフォース<sup>(注2)</sup>により外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。

(注2) 外部有識者からなる事業改善等を目的とする評価のための機関

イ 療護施設が保有する高度先進医療機器の利用促進を図るため、地域医療機関との連携を図り、中期目標期間の年度毎に11,000件以上の外部検査を受託します。

#### ③ 交通遺児等への生活資金の貸付

ア 債権回収経費等のコスト要因を分析するとともに、その結果を踏まえた業務運営等の見直しにより、更なるコスト削減を図ります。

イ 債権管理規程等に基づき、効果的な債権回収を行うことにより、中期目標期間の年度毎に回収率90%以上を確保します。

ウ 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表します。

#### ④ 業務全般

- ア 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成18年度比で15%程度に相当する額を削減します。
- イ 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成18年度比で10%程度に相当する額を削減します。
- ウ 契約に関しては、国における見直しの取組（「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、一般競争入札の推進や契約方法の見直し、情報公開の充実により、競争性及び透明性の確保を図ります。
- エ 資産の有効活用のため、療護施設が保有する高度先進医療機器について外部検査を積極的に受け入れるなど、自己収入増加の観点から見直しを行います。

## 2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

### (1) 指導講習業務・適性診断業務

- ① 受講者・受診者・事業者のニーズを踏まえ、指導講習の教材等の充実を行うなど効果的な講習を実施及び診断機器の改良・導入等により、事業者の安全対策の充実・改善を図ります。
- ② 行政の施策による安全マネジメントの支援を図るとともに、運送事業者に対し、事故防止に関する機構のノウハウを提供することにより、事故防止に貢献します。
- ③ 以上の施策を実施することにより、受講者・事業者に対する5段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。

### (2) 指導講習・適性診断の実施機関になろうとする民間団体等への支援

新たに実施機関になろうとする民間団体等への機構の適性診断システムの提供や教育訓練を実施します。

### (3) 療護施設の設置・運営

- ① 遷延性意識障害者に対し、病棟ワンフロアシステム<sup>(注3)</sup>、プライマリーナーシング<sup>(注4)</sup>や高度先進医療機器による質の高い治療・看護を実施するとともに、医学的観点から治療機会の公平な確保を図ることにより、中期目標期間の最終年度までに、脱却<sup>(注5)</sup>者を75人以上とするとともに、患者の治療改善度を向上させます。またメディカルソーシャルワーカー<sup>(注6)</sup>等による転院先情報の提供等、患者家族に対する支援の充実を図ります。

(注3) 病棟を1つのフロアに集中、仕切りを最小限にして患者を絶えず観察視野におく方式

(注4) 継続した受持看護方式

(注5) 一定の意思疎通・運動機能の改善

(注6) 患者・家族が抱える諸問題の解決、調整を援助する専門家

- ② 治療効果を高めるため高度先進医療機器の整備を図るとともに、地元大学等研究機関や他療護施設との連携の強化、職場内研修の充実等により、高度先進医療機器を活用した医療技術やプライマリナーシングによる看護技術の開発・向上を図ります。
- ③ 療護施設で得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限に活用する観点から、日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において研究発表を年15件以上行うとともに、部外医師・看護師等に対する研修を行うなどして、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行います。
- ④ 地理的要因等を勘案して一般病院に療護施設機能の一部について委託を行い、遷延性意識障害者の治療・看護機会の拡充を図ります。

#### (4) 介護料支給等支援業務

- ① 重度後遺障害者に対して被害等の状況に応じた介護料の支給及び短期入院費用に係る助成を行うことにより効果的な被害者救済を図るとともに、受給資格者のニーズを踏まえ、介護料支給対象品目等の見直しを実施します。

また、本部及び主管支所に設置した介護に関する相談窓口において、介護福祉士等による介護に関する知識・技術の提供等重度後遺障害者の家族に対する相談支援を療護施設と連携して効果的に実施するとともに、在宅訪問サービスの実施により、受給資格者等に対する精神的支援を強化します。

さらに、機関誌やホームページの活用により介護に関する各種情報を発信します。

- ② ①の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する5段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度について、中期目標期間の最終年度までに4.0以上とします。

#### (5) 交通遺児等への生活資金の貸付

- ① 被害者のニーズに応じた生活資金の貸付けを行うことにより、効果的な被害者救済を図ります。

また、被害者に対する相談支援の充実を行うとともに、被害者家族同士の交流を促進するなどして、自動車事故被害者に対する精神的支援を効果的に実施します。

- ② ①の施策を実施することにより、被害者に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。

#### (6) 自動車事故による被害者への情報提供の充実

情報案内サービスを実施し、自動車事故の被害者等に対し、機構の各種援護制度の情報を提供するとともに、他機関の援護制度や事故相談・訴訟・病院等に関する総合

的な情報提供を行います。

#### (7) 自動車アセスメント情報提供業務

- ① 効率的かつ公正な自動車アセスメントを実施することにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、ユーザーが安全な車を選択しやすい情報を提供します。

これにより安全性能に係る指標（乗員保護性能は総合評価の☆の数<sup>(注7)</sup>）及び歩行者頭部保護性能は評価レベル）について、中期目標期間の年度毎に、過去に自動車アセスメントを実施した車種の後継車種の評価指標の平均値が、旧車種の評価指標の平均値以上となるようにします。

(注7) 総合評価の得点率を☆の数6段階で表示

- ② パンフレット配布、ホームページの構成改善、試験の公開、イベントの開催等により、アクセスしやすい、わかりやすい情報提供をユーザーに行います。
- ③ 以上の施策を行うことにより、ユーザーに対する5段階評価の調査における利用率・満足度についての評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。
- ④ 予防安全性能、衝突時の乗員対策及び歩行者の保護性能を改善するため、事故実態を踏まえ、試験方法、評価方法の策定や見直しを行います。  
また、後遺障害者数が多い実態を踏まえ、後遺障害対策にも取り組みます。
- ⑤ 専門家との討論及び情報交換を実施するなど、各国のアセスメント機関、専門家等との情報交換を継続的に実施することにより、試験方法の見直し、情報提供方法の改善等に役立てます。
- ⑥ 業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。

#### (8) 自動車事故対策に関する広報活動

事故防止、被害者援護及び自動車損害賠償保障制度に関し組織一体となった広報活動を実施します。

交通安全フェア等における、国等と協力した周知宣伝活動やインターネット、マスメディア等を活用した広範な広報活動を積極的に実施します。

### 3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

本計画に従ったサービスその他業務の質の向上を図りつつ、予算、収支計画及び資金計画を別紙1のとおり策定します。

### 4. 短期借入金の限度額

予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額

1, 400百万円とします。

5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画  
なし

6. 剰余金の使途

- ①利用者サービス充実のための環境の整備
- ②職員研修の充実

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

別紙2のとおり

(2) 人事に関する計画

人件費（退職手当等を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、平成22年度末までに平成17年度比で5%以上の削減を行います。

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めます。

さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続します。

〔参考〕

1) 期初の常勤職員数

334人

2) 期末の常勤職員見込み

334人

(3) 独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第15条第1項に規定する積立金の使途

自動車事故対策機構 中期計画予算 (平成19年度～平成23年度)

予算

収支計画

資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
<b>収入</b>	
政府借入金	0
運営費交付金	42,556
施設整備費補助金	2,409
政府補助金	17,487
回収金等収入	4,273
業務収入	7,751
その他収入	254
<b>計</b>	<b>74,730</b>
<b>支出</b>	
人件費	17,590
業務経費	44,494
施設整備費	2,409
一般管理費	5,771
貸付金	1,368
借入金償還	4,786
<b>計</b>	<b>76,419</b>

(予算の説明)

1. 人件費は、退職手当金を含んでおり、このうち役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の人件費見積額については、期間中総額13,882百万円を支出する予定である。
2. 当法人における退職手当については、役員・職員退職手当支給基準に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。
3. 回収不能債権補填金として国が負担する額は、「債権管理規程」に基づき適正に管理した結果、破綻債権として償却されたものに限定する。
4. 単位未満四捨五入のため、合計は一致しないことがある。

(運営費交付金の算定ルール)

別添のとおり

(単位:百万円)

区 分	金 額
<b>費用の部</b>	<b>68,231</b>
経常費用	68,229
人件費	17,590
業務費	42,896
管理関係業務費	7,728
一般管理費	5,632
減価償却費	2,096
財務費用	16
支払利息	16
臨時損失	2
固定資産除却損	2
貸倒損失	0
<b>収益の部</b>	<b>68,883</b>
運営費交付金収益	41,858
政府補助金	17,487
業務収入	7,751
その他収入	299
寄付金収益	0
資産見返運営費交付金戻入	1,327
資産見返補助金戻入	120
資産見返物品受贈額戻入	4
貸倒引当金戻入	37
臨時利益	0
<b>純利益</b>	<b>652</b>
目的積立金取崩額	0
<b>総利益</b>	<b>652</b>

(単位:百万円)

区 分	金 額
<b>資金支出</b>	<b>84,391</b>
業務活動による支出	73,425
投資活動による支出	3,107
財務活動による支出	5,438
次期中期目標の期間への繰越金	2,421
<b>資金収入</b>	<b>84,391</b>
業務活動による収入	74,176
運営費交付金による収入	42,556
政府補助金による収入	17,487
業務収入	12,027
その他収入	2,105
投資活動による収入	4,219
有価証券の償還による収入	1,810
施設整備費による収入	2,409
投資その他の資産の精算による収入	0
その他収入	0
財務活動による収入	0
政府借入金による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	5,995

## 運営費交付金の算定ルール

運営費交付金 = 人件費 + 一般管理費 + 業務経費 - 自己収入

### 1. 人件費 = 当年度人件費相当額 + 前年度給与改定分等

(1) 当年度人件費相当額 = 基準給与総額 ± 新陳代謝所要額 + 退職手当等所要額

(イ) 基準給与総額

19年度・・・18年度 × 0.97

20年度以降・・・対前年度 × 0.99

(ロ) 新陳代謝所要額

新規採用給与総額(予定)の当年度分 + 前年度新規採用者給与総額のうち平年度化額 - 前年度退職者の給与総額のうち平年度化額  
- 当年度退職者の給与総額のうち当年度分

(ハ) 退職手当等所要額

退職手当: 当年度に退職が想定される人員ごとに積算

法定福利費: 当年度の事業主負担率による所要見込額

(2) 前年度給与改定分等(20年度以降適用)

昇給原資額、給与改定額、退職手当等当初見込み得なかった人件費の不足額

なお、昇給原資額及び給与改定額は、運営状況等を勘案して措置することとする。運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されなし

### 2. 一般管理費

前年度一般管理費相当額(所要額計上経費及び特殊要因を除く) × 一般管理費の効率化係数( $\alpha$ ) × 消費者物価指数( $\gamma$ ) + 当年度の所要額計上経費 ± 特殊要因

### 3. 業務経費

前年度業務経費相当額(所要額計上経費及び特殊要因を除く) × 業務経費の効率化係数( $\beta$ ) × 消費者物価指数( $\gamma$ ) × 政策係数( $\delta$ ) + 当年度の所要額計上経費 ± 特殊要因

### 4. 自己収入

過去実績等を勘案し、当年度に想定される収入見込額を計上

一般管理費の効率化係数( $\alpha$ ): 毎年度の予算編成過程において決定

業務経費の効率化係数( $\beta$ ): 毎年度の予算編成過程において決定

消費者物価指数( $\gamma$ ): 毎年度の予算編成過程において決定

政策係数( $\delta$ ): 法人の研究進捗状況や財務状況、新たな政策ニーズへの対応の必要性、独立行政法人評価委員会による評価等を総合的に勘案し、毎年度の予算編成過程において決定

所要額計上経費: 公租公課、事務所借料の所要額計上を必要とする経費

特殊要因: 新規・拡充事業費など特殊な要因により必要となる経費について、毎年度の予算編成過程において決定

[注記] 前提条件:

一般管理費の効率化係数( $\alpha$ ): 平成19年度は対前年度0.93、平成20年度以降は対前年度0.98として推計

業務経費の効率化係数( $\beta$ ): 平成19年度は対前年度0.93、平成20年度以降は対前年度0.99として推計

消費者物価指数( $\gamma$ ): 中期計画期間中は1.00として推計

政策係数( $\delta$ ): 中期計画期間中は1.00として推計

人件費(2)前年度給与改定分等: 中期計画期間中は0として推計

特殊要因: 中期計画期間中は積み上げ方式で推計



## 施設及び設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源
千葉療護センター 磁気共鳴断層撮影装置(MRI)の更新	407	施設整備費補助金
千葉療護センター コンピュータ断層撮影装置(CT)の更新	191	同上
東北療護センター 脳磁計(MEG)の更新	510	同上
東北療護センター 核医学画像診断装置(RI)の更新	158	同上
岡山療護センター 医療パネル及び空調機器の改修	176	同上
岡山療護センター 核医学画像診断装置(RI)の更新	158	同上
中部療護センター 磁気共鳴断層撮影装置(MRI)の更新	409	同上
中部療護センター 陽電子断層撮影装置(PET)の更新	400	同上

(注) 上記のほか、業務の実施状況及び老朽度合等を勘案して、施設・設備の整備等を行うことができる。